

制定 平成 24 年 2 月 24 日

改正 平成 24 年 3 月 27 日

改正 平成 31 年 2 月 20 日

大阪市ホームページにおける施術所情報の非公開基準について

【目 的】

大阪市では無届による営業や無資格者の施術を防止し、市民が安心して施術が受けられるよう、保健所に届けられた施術所情報を大阪市ホームページで原則公開することとしているが、開設者からの申し出により、施術所情報を非公開とする場合の基準を定める。

【公開しない要件】

開設者からの申し出があり、次に掲げる要件のいずれか 1 つ以上に該当する場合、施術所の情報を非公開とする。

- 1 社員の福利厚生を目的として開設した企業内の施術所。
- 2 高齢者、障がい者、女性が単独で開設・従事する施術所、及び出張施術の場合等で、防犯上や体制の問題があり公開することに配慮が必要とされる場合。
- 3 会員制等特定の利用者のみを対象にしている場合。
- 4 その他、特段の事情により配慮が必要であると大阪市保健所長が認めた場合。

【公開内容の変更】

大阪市ホームページにおける施術所情報は、開設者からの申し出により公開・非公開を随時変更することができる。ただし非公開とする場合は、上記 1～4 の要件のいずれか 1 つ以上に該当しなければならない。

【その他】

本基準は大阪市ホームページへの施術所情報を非公開とする場合の基準を定めたものであり、法令等に定めがある場合は、公開又は情報提供されることがある。